

# エレベーター型式適合認定申請チェックリスト (R7年1月1日以降)

## (ロープ式標準型乗用エレベーター)

適合欄記入例(該当:○、非該当;-)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
1	型式区分の明確化	(1) 駆動方式、積載量、定員、定格速度、用途、かご寸法、出入口方式が特定の1種類に限定されていること。						型式認定条件は、左記の項目を含めBEEC昇降機型式適合認定申請要領書による。
		(2) 1型式内で主索種別、径、本数及びかご構造部材形状寸法は1種類であること。ガイドレールのサイズは、耐震レベル対応でかご用レールは2種類、釣合おもり用レールは3種類までであること。						
		(3) 釣合鎖又は釣合ロープの有無により上記(2)が変化しないこと。同部品負荷の有無でそれぞれの昇降行程の上限を明示し、それぞれ最も厳しい条件(各強度検証部位の安全率が低くなる条件)で構造計算されていること。(上記により釣合くさり又は釣合ロープは、1型式内でオプション仕様として扱うことができる。)						
		(4) かご質量の上限が設定されていること。						
		(5) 1型式内で、安全装置(ブレーキ、调速機、非常止め装置、ドアインターロックスイッチ、ゲートスイッチ、リミットスイッチ、緩衝器)は1種類であること。						
		(6) 防滴仕様(例:防滴型ドアスイッチ、防滴型リミットスイッチ等)、釣合おもり用非常止め装置等の有無は、予め型式適合認定の仕様書に記載してあること。(上記によりこれらを1型式内のオプション仕様にてできる。)						
		(7) 1型式内で、かごの意匠(トランクの有無及びかご出入口の数を含む)、側板、床仕上げ材等によるかご自重の変動の上限は、上記(2)から(5)を満足していること。						
		(8) 下記機械室レイアウトの変化は、別型式とすること。 ①頂部機械室、②マシンルームレス、③ベースメントマシン、④サイドマシン、⑤斜行エレベーターと垂直型エレベーター、⑥かごに展望窓付き・不付き、⑦釣合おもりの有無、⑧安全率不足となるオプション採用、⑨安全装置(5)に示す装置)に設計変更品適用、⑩仕様書に提示する最小頂部すき間以下となるもの、⑪仕様書に提示する最小ピット深さ以下となるもの、⑫国土交通大臣が認定した事項の含入・不含						
2	全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。						法第28条の2

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
3	法定積載荷重	かご床面積が 1.5 m <sup>2</sup> 以下の場合、1m <sup>2</sup> につき 3,600N とした数値。 かご床面積が 1.5 m <sup>2</sup> を超え 3m <sup>2</sup> 以下の場合、1.5 m <sup>2</sup> を超える面積に対して 4,900N/m <sup>2</sup> を乗じ 5,400N 加えた数値。 かご床面積が 3 m <sup>2</sup> を超える場合は、3 m <sup>2</sup> を超える面積に対して 5,900N/m <sup>2</sup> を乗じ 13,000N を加えた数値。						令第 129 条の 5 第 2 項
4		ただし、昇降行程が 10m 以下かつ、かごの床面積が 1.3 m <sup>2</sup> 以下のエレベーター、及び、昇降行程が 20m 以下かつ、かごの床面積が 1.3 m <sup>2</sup> 以下で、住宅、下宿又は寄宿舍に設けるエレベーターは、ロープ式小型エレベーターのチェックリストによる。						H12 告示第 1415 号 第三号、第四号
5	かご内の表示	用途、積載量 (kg)、最大定員を明示した標識を見やすい場所に掲示すること。						令第 129 条の 6 第五号
6	強度計算積載量	強度計算上の積載量 (kg) ≥ 法定積載荷重 / 9.8、 強度計算上の積載量 ≥ 表示上の定格積載量であること。						
7	定員	定員 ≤ 定格積載量 (kg) / 65 であること。						
8	強度検証法 (換算係数 $\alpha_1, \alpha_2$ )	強度検証法で $\alpha_1=2.0, \alpha_2=2.0$ (ガイドレールを除く) を適用していること。 ただし、定格速度 45m/min 以下、積載荷重 3,100N 以下でかつ、昇降行程 13m 以下のエレベーターでは、 $\alpha_1=1.6, \alpha_2=2.0$ (ガイドレールを除く) とすることができる。						令第 129 条の 4 第 2 項 H12 告示第 1414 号 第 2 第一号イ (1)、 (2)、ロ
9	強度検証法 (かご枠及び床版)	かご枠及び床版の安全率が、常時 ≥ 3.0 及び安全装置の作動時 ≥ 2.0 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号イ
10	強度検証法 (支持ばり)	支持ばりの安全率が、常時 ≥ 3.0 及び安全装置作動時 ≥ 2.0 であること。 支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号ロ
11	強度検証法 (ガイドレール)	ガイドレールの荷重の換算係数は、 $\alpha_2=3.0$ (早ぎき非常止めの場合は、 $\alpha_2=6.0$ ) を適用していること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第一号ロ
12		ガイドレールの安全率は次の (一)、(二) のいずれかとする。 (一) 常時 ≥ 3.0、安全装置作動時 ≥ 2.0。 (二) 建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の 1/1.5 以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号ハ (一)、 (二)
13		レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。						耐震設計施工指針 (2009 年版)

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
14	強度検証法 (ガイドレール つづき)	ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、 $\alpha_1$ を考慮した作用荷重による圧縮応力度と曲げ応力度の応力度比の合計が1以下であること。また、安全装置作動時には $\alpha_2$ を考慮した圧縮応力度と曲げ応力度の応力度比の合計が1以下であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号ハ
15	主索種別 (右のいずれ か)	主索は、JIS G 3525(ワイヤーロープ)、JIS G 3546(異形線ロープ)、JIS G 3549 (構造用ワイヤーロープ) 又は JIS G 3550 (構造用ステンレス鋼ワイヤーロープ) であること。						H12 告示第 1446 号 第 1 第三号、別表第 一
16		主索に法第 37 条認定品を使用する場合は、適合欄に「37」と記入のこと。						法第 37 条第二号
17	主索及び綱車 直径	主索直径 $\geq 10$ mm、綱車直径/主索直径 $\geq 40$ であること。ただし、かかり代が 1/4 周以下の綱車では、綱車直径/主索直径 $\geq 36$ とすることができる。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ(1)、 (3)(i)
18		定格速度 45m/min 以下で積載荷重 3,100N 以下かつ昇降行程 13m 以下のエレベーターでは、綱車直径/主索直径 $\geq 36$ 。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (3)(ii)
19		定格速度 30m/min 以下で積載荷重 2,000N 以下かつ昇降行程が 10m 以下のエレベーターでは、主索直径 $\geq 8$ mm、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ 。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (1)(i), (3)(iii)
20		定格速度 15m/min 以下かつ積載荷重 2,400N 以下のエレベーターでは、主索直径 $\geq 8$ mm、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ 。ただしかかり代が 1/4 周以下の綱車では、綱車直径/主索直径 $\geq 20$ とすることができる。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (1)(ii), (3)(iv)
21	主索端部構造 (右のいずれ か)	鋼製ソケットにバビット詰め、又は、鋼製楔式ソケットであること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ、 (1)(i), (ii)、 (2)(i), (ii)
22		定格速度 30m/min 以下で積載荷重 2,000N 以下かつ昇降行程が 10m 以下のエレベーター、もしくは定格速度 15m/min 以下かつ積載荷重 2,400N 以下のエレベーターでは、鋼製ソケットにバビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定であること。(据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)						
23		国土交通大臣の認定を取得したものであること。						令 129 条の 4 第 1 項第三号
24	強度検証法 (主索及び主索 端部)	主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では 2.5) 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ロ(1)
25		主索の端部の安全率は、設置時 $\geq 4.0$ 及び使用時 $\geq 3.0$ 。安全装置作動時には、設置時及び使用時 $\geq 2.0$ であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ロ(2)

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
26	強度検証法 (主索及び主索 端部 つづき)	主索の限界安全率が設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では 2.5)及び 使用時 $\geq 2.5$ であること。					H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ハ(1)	
27		主索の端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.0$ で あること。					H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ハ(2)	
28		主索に国土交通大臣の認定を取得した構造方法による 場合は、主索及び主索の端部の安全率は認定された値以 上であること。					法第 37 条 令 129 条の 4 第 1 項第三号	
29	主要な支持部 分(腐蝕又は腐 朽)	かご及び主要な支持部分のうち腐食又は腐朽のおそれ のあるものは、適切な材料を用いるかまたは防腐のため の措置を講じたものであること。					令第 129 条の 4 第 3 項第一号	
30	主要な支持部 分(摩損又は疲 労破壊)	主要な支持部分に摩損又は疲労破壊のおそれがある場 合は、2 以上の部分で構成し、それぞれが独立してかご を支えられるものであること。					令第 129 条の 4 第 3 項第二号	
31	主要な支持部 分(滑接構造の 外れない構造)	一 滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュ ー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつ、 ガイドシュー等が可動するものとなっていること。					令第 129 条の 4 第 3 項第三号 H20 告示第 1494 号 第一号、第二号イ、 ロ	
32		二 次のイ、ロ、いずれかであること。 イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するもので あること。 ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガ イドシュー等と接する部分が、地震力によって生じ ると想定されるガイドレールのたわみよりも 10mm 以 上長いものであること。						
33	主要な支持部 分(滑車からの 外れ防止構造)	一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回 転するものであること。					令第 129 条の 4 第 3 項第四号 H20 告示第 1498 号 第一号～第五号	
34		二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索 に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm 以上で、 かつ、索の直径の 1/3 以上であること。						
35		三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープ ガードを設けること。						
36		四 ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のう ち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の 3/4 以下であり、それ以外のものは 17/20 以下である こと。						
37		五 巻胴式においては滑車の索に面する部分の端部の 最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上 であること。この場合は前記 2 項目(ロープガード) の規定は適用しないが、そうでない場合はロープガー ドを設けること。						

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
38	主要な支持部分(釣合おもりの構造)	一 釣合おもりは枠及び釣合おもり片により構成されていること。					令第129条の4第3項第五号	
39		二 固定荷重及び地震力により釣合おもり枠に生ずる力が本号口に示された式によって計算され、枠の各断面に生ずる短期の応力度が計算されていること。 計算された応力度が令第3章第8節第3款の規定による短期許容応力度を超えていないこと。又は、基準強度が令第90条関連告示に示されていない鋼材を使用する場合には、その鋼材の規格が定められており、規格の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度とすること。(H26.3.31 付け指導課技術的助言の内容を満たしていることが必要)					H25 告示第 1048 号 第一号～第三号 H12 告示第 2464 号 第 1 (釣合おもり片が釣合おもりから脱落しない構造については、昇降機耐震設計・施工指針の釣合おもりの脱落防止構造を参照のこと)	
40		三 おもり片の脱落防止構造は、次のいずれか。 イ 地震力でたて枠にたわみが生じても、おもり片が脱落しない構造となっていること。 ロ たて枠のたわみ量を告示に示された地震力により計算し、おもり片と接する部分のたわみ方向の長さがたわみ量よりも 10mm 以上長いものとする。たて枠及び上下枠の連結は、特別な調査又は研究により接合部の性能を確かめた場合を除き、ピン接合として計算すること。						
41	主要な支持部分(地震時の構造耐力上の安全性)	令第129条の4第1項に規定された主要な支持部分の各断面において、固定荷重及び積載荷重並びに地震によって生ずる力が H25 告示第 1047 号第二号に示された式により計算され、その力によって各断面に生ずる短期の応力度が計算されていること。昇降する部分の荷重については走行方向の加速度 0.3G 分の荷重が含まれていること。 (特別な調査又は研究の結果に基づく地震時の加速度を考慮した地震力でもよい。) (主要な支持部分としては、主索、主索端部、支持ばり、機械室なしのガイドレールを含む。)					令第129条の4第3項第六号 H25 告示第 1047 号 第一号～第三号 平成 26 年 3 月 31 日 付け 国 住 指 第 4444 号の技術的助言の第一第2項	
42		計算された応力度が令第3章第8節第3款の規定による短期許容応力度を超えていないこと。 又は、基準強度が令第90条又は令第94条の関連告示に示されていない鋼材等を使用する場合には、その鋼材等の規格が定められており、規格の引張強さを告示第1414号の安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度としていること。 なお、平成26年3月31日付け国住指第4444号の技術的助言の第一第2項に示された事項を満たすこと。						
43	かごの材料	構造上軽微な部分を除き、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない場合、防火上支障のないものとして国土交通大臣が認めるものは、この限りではない。					令第129条の6第二号	

No	項目	確認内容	適合	参照先			関連条項
				仕	計	図	
44	かごの構造 (令第129条の 6第一号、第三 号、第四号)	出入口、天井救出口、床面から30cm以下又は180cm以上の壁および天井に設ける換気口以外の部分は、壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。					H20告示第1455号 第1第一号
45		天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。					H20告示第1455号 第1第二号
46		換気上有効な開口部を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。					H20告示第1455号 第1第三号
47		かごの壁等は、任意の5cm <sup>2</sup> の面に300Nの力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする こと。 イ 15mmを超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。					H20告示第1455号 第1第四号
48		かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする こと。 イ 合わせガラス(JIS R 3205)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。)に使用するガラスにあつては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラス(JIS R 3204)とすることができる。 ロ かごの壁又は囲い(床面からの高さが1.1m以下の部分)に使用するガラスにあつては、手すり(ガラス以外の部分一箇所以上に堅固に取り付けられるもの)を床面から0.8m以上1.1m以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。					H20告示第1455号 第1第五号
49		かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。					H20告示第1455号 第1第六号
50		かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする こと。					H20告示第1455号 第1第七号
51		かごの床面で50ルクス以上の照度があること。					H20告示第1455号 第1第八号
52		かごの天井の高さは2m以上であること。					H20告示第1455号 第1第九号
53		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。					H20告示第1455号 第2第一号
54	かごの出入口の戸は、引き戸であること。					H20告示第1455号 第2第二号	
55	かごの出入口の戸の各部のすき間は8mm以下となっていること。					H20告示第1455号 第2第三号	
56	かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20告示第1455号 第2第五号	

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
57	かごの構造 (令第129条の6第一号、第三号、第四号 つづき)	かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。					H20告示第1455号第2第六号	
58		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20告示第1455号第2第七号	
59		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の3分の1が閉じられるまでの間は、この限りでない。					H20告示第1455号第2第八号	
60	かご天井救出口省略の要件	次の(1)、(2)のいずれかであること。 (1) 停電時でも制御器の操作でかごを昇降可能であること。 (2) 手動操作でかごを昇降可能なこと。					H12告示第1413号第1第一号口(1)、(2)	
61	かご室トランク	トランクの面積をかごの面積に加え、エレベーターの積載荷重を算定すること。					H12告示第1415号第一号	
62		トランク床面からトランク天井までの高さが1.2m以下、かごとトランク部分の床面の段差は10cm以下であること。 トランク部分の奥行寸法は、かごの奥行寸法(トランク奥行を不含)以下で、トランク部分の奥行寸法とかごの奥行寸法の合計が2.2m以下であること。					H12告示第1415号第一号イ、ロ、ニ	
63		トランク部分には施錠装置付の扉を設けていること。					H12告示第1415号第一号ハ	
64	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	非常用エレベーターの場合、駆動装置等は昇降路最下階の床面より上に設けること。かごが停止する最上階床面より下方に設ける場合は、当該駆動装置等はIPX2と同等以上のこと。					H12告示第1413号第1第三号ハ	
65	(機械室なしエレベーターに適用する。)	換気上有効な開口部、換気設備、空調機を設けていること。ただし、温度上昇が駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが確かめられた場合は、この限りでない。					H12告示第1413号第1第三号ニ	
66	(機械室なしエレベーターに適用する。)	かご及び釣合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12告示第1413号第1第三号ホ	
67		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50cm以上であること。					H12告示第1413号第1第三号ヘ	
68		制御器を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設置していること。 当該装置がワイヤーロープの場合は、ワイヤーロープの変位が生じないように必要な措置を講ずること。					H12告示第1413号第1第三号ト	

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
69	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件（つづき） （機械室なしエレベーターに適用する。）	<p>駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又は釣合おもりの降下又は落下による人身事故を防止するための以下の装置を設けていること。</p> <p>(1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置</p> <p>(2) 昇降路内において機械的にかごの降下を停止することができる装置</p> <p>(3) 非常の場合に昇降路内において動力を切る装置</p> <p>ただし、高さが1m以上の退避空間があれば(3)は不要。また、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合でも駆動装置等に触れるおそれがないこと。</p>					H12 告示第 1413 号第 1 第三号チ	
70		(1) 駆動装置を昇降路の最下階付近に設置しピットが雨等で浸水するおそれがある場合は、ピットに浸水検知センサーを設置しセンサー作動時にエレベーターを安全な最寄り階に停止させる等の措置を講じること。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号チの昇降機技術基準の解説の設計上の留意事項(1)、(2)	
71		(2) 昇降路の外側から点検するようにした制御盤の扉は、施錠装置を有すること。扉が施錠されていない場合は、呼びに応答しないこと。						
72	駆動装置及び制御器の移動・転倒防止	<p>駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって移動転倒しないよう以下の規定に適合すること。</p> <p>駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。</p>					令第 129 条の 8 第 1 項 H21 告示第 703 号第一号	
73		駆動装置等の支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					H21 告示第 703 号第二号	
74		機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。					H21 告示第 703 号第三号	
75		支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JISG5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鉄材とすること。					H21 告示第 703 号第四号	
76		ボルトは、座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。					H21 告示第 703 号第五号イ	
77		ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。					H21 告示第 703 号第五号ロ	

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
78	制御器 (令第129条の 8第2項)	定格積載の125%の荷重が加わっても、かご位置が著しく変動しないこと。						H12告示第1429号第1第一号
79		かごの停止位置が75mm以上移動するおそれのある場合に、床合せ補正装置を設けること。						
80		かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する次の装置があること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。 (末尾注記1参照)						
81		かご内及びかご上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。(自己保持型であること。) なお、昇降行程が10m以下かつ、かご上運転の必要がないエレベーターでは、かご上停止スイッチは省略できる。						H12告示第1429号第1第四号
82	ピット深さ (右のいずれか)	H12告示第1423号第1第一号規定値以上であること。						令第129条の10第2項第一号 H12告示第1423号第1第一号イ、ロ
83		かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。						
84	頂部すき間 (右のいずれか)	H12告示第1423号第1第一号規定値以上であること。						
85		(トラクション式の場合)かごが最上階を行過ぎ、釣合おもりがピットの緩衝器を全圧縮してかごが飛び上がったときでも、かご上のあらゆる機器と昇降路の頂部機器又は構造体とのすき間を、頂部安全距離確保スイッチを設けた場合又はかご上で運転しない場合は2.5cm以上、それ以外の場合は60cm以上確保していること。 (巻胴式の場合)かごが最上階を行過ぎた場合でも、昇降路頂部に設けた緩衝器等でそれ以上のかごの上昇を機械的に阻止する構造となっていて、かご側の緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること(すき間寸法はトラクション式エレベーターの場合と同じ)。						
86	安全装置(安全距離確保スイッチ)	かご上で運転をする場合に、保守員が立つ位置と昇降路頂部機器とのすき間1.2mを確保してかごの上昇を自動的に停止する頂部安全距離確保スイッチを設けること。ただし、頂部確保スイッチを設けない場合は、No90、91(頂部すき間)の規定に適合すること。						令第129条の10第2項第二号 H12告示第1423号第1第一号ロ
87		点検運転時に、かごとピット底面との間に1.2m以上の垂直距離を確保してかごを停止させるピット安全距離確保スイッチを設けること。						

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
88	安全装置 (操縦機)	かごを出入口に自動的に停止させる装置又は操縦機の操作をやめた場合に操縦機が自動的にかごを停止させる状態となる構造を備えること。						H12 告示第 1423 号第 2 第一号
89	安全装置 (调速機)	過速検出スイッチ(定格速度の 1.3 倍(定格速度 45m/min 以下では 63m/min) を超えないうちに動力を遮断するスイッチ)を設けること。						H12 告示第 1423 号第 2 第二号
90	安全装置 (制動装置)	動力供給が切れたときに、慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置(ブレーキ)を設けること。ブレーキの制動力は積載荷重 125%の場合でも、かごを安全に減速・停止させる能力を有すること。						令第 129 条の 8 第 2 項第一号 令第 129 条の 10 第 2 項第一号 H12 告示第 1423 号第 2 第三号 H12 告示第 1429 号第 1 第一号
91	安全装置(非常止め装置)	定格速度の 1.4 倍(定格速度 45m/min 以下では 68m/min) を超えないうちに调速機の作動によりかごの下降を制止する非常止め装置を設けること。 (定格速度 45m/min を越える場合は次第ぎき非常止め装置。定格速度 45m/min 以下の場合は早ぎき非常止め装置を用いても良い)。						H12 告示第 1423 号第 2 第四号イ
92		積載荷重 3100N 以下、定格速度 45m/min 以下、昇降行程 13m 以下の場合、スラックロープセーフティを用いても良い。 (主索緩み検出部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に 1g 加速状態にある場合に、かごから最遠端での主索端部外れ状態を検出可能であること。)						告示第 1423 号第 2 第四号ロ
93		次第ぎき式非常止め装置の場合、かごの平均減速度が 1.0g 以下であること。						令第 129 条の 10 第 2 項第一号
94		かご全質量+定格積載量+懸垂物総質量 ≤ 非常止め装置の最大適用質量であること。						
95	安全装置 (リミットスイッチ)	終端階付近で終端階方向への運転を制御するリミットスイッチ(ディレクショナルスイッチ)を設けること。						H12 告示第 1423 号第 2 第五号
96		終端階を過ぎたとき、駆動装置への動力供給を速やかに停止するファイナルリミットスイッチを設けること。						
97	安全装置 (緩衝器・緩衝材)	ばね緩衝器(定格速度 60m/min 以下に限る。)はストロークが規定値(定格速度 30m/min では 3.8 cm、45m/min では 6.6 cm、60m/min では 10 cm)以上であること。 定格積載量を搭載したかごの 4 倍の荷重が静的に作用したときのばねのたわみが、前記ストローク以上であること。						H12 告示第 1423 号第 2 第六号イ
98		定格速度 60m/min を超える場合、油入り緩衝器を適用すること。(定格速度 60m/min 以下ではオプションとして適用可)						H12 告示第 1423 号第 2 第六号ロ

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
99	全装置 (緩衝器・緩衝材 つづき)	定格速度が 30m/min 以下で定格速度の 1.4 倍以下で動作する過速検出装置を設けたものでは、適当な緩衝材または緩衝器とすることができる。					H12 告示第 1423 号第 2 第六号	
100		油入り緩衝器作動時の平均減速度が 1.0g 以下であること。					令第 129 条の 10 第 2 項第一号	
101		油入り緩衝器の最大許容質量範囲内の適用であること。						
102		油入り緩衝器の場合のストロークは、告示の計算式による数値以上であること。					H12 告示第 1423 号第 2 第六号口	
103	安全装置 (スラックロープスイッチ)	巻胴式では主索の巻き切りや逆巻きを防ぐため、スラックロープスイッチを設けること。(検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。)					H12 告示第 1423 号第 2 第七号	
104	安全装置 (戸開走行保護装置)	次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合					令第 129 条の 10 第 3 項第一号、 令第 129 条の 10 第 4 項	
105	安全装置 (地震時管制運転)	地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができることとする装置を設けること。					令第 129 条の 10 第 3 項第二号、 H20 告示第 1536 号第 1	
106		昇降行程が 7m 以下の場合は、令第 129 条の 10 第 3 項第二号、H20 告示第 1536 号の地震時管制運転装置を適用しなくとも良い。					H12 告示 1413 号第 1 第四号	
107		地震時管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。					H20 告示第 1536 号第 2 第一号	
108		加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内(かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。)に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。					H20 告示第 1536 号第 2 第二号	
109		地震時管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。 イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合は、加速度の検知後直ちに、自動的にかごの出入口及び昇降路の出入口の戸を開くものであること、又はかご内の人在这らの戸を開くことができるものであること。 ロ かごが昇降している場合は、加速度の検知後 10 秒以内に、自動的に最も短い昇降距離でかごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、 (次頁に続く)					H20 告示第 1536 号第 2 第三号	

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
	安全装置 (地震時官制 運転 つづき)	(前頁からの続き) 当該かごの出入口及び昇降路の出入口の戸を開くものであること、又はかご内の人在这些の戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に建築物の基礎に 0.8m/sec <sup>2</sup> 以上の加速度が生じた場合、その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障が生じるおそれがある場合は、支障が起こるおそれなくなった後 90 秒以内に、自動的に最も短い昇降距離でかごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かごの出入口及び昇降路の出入口の戸を開くものであること、又はかご内の人在这些の戸を開くことができるものであること。 ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。						
110		地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。					H20 告示第 1536 号第 2 第四号	
111	安全装置(外部連絡装置)	停電等の非常の場合において、かご内からかご外に連絡することができる装置を設けること。					令第 129 条の 10 第 3 項第三号	
112	安全装置(過荷重検出装置)	積載荷重に 1.1 を乗じて得た荷重が作用した場合において警報を発し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。					令第 129 条の 10 第 3 項第四号イ	
113	安全装置(停電灯)	停電時でもかご床面で 1 ルクス以上の照度を確保する照明装置を設けること。					令第 129 条の 10 第 3 項第四号ロ	

注記 1. No. 80 の口

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造は H20 年告示第 1447 号に定められているが、昇降路（令 129 条の 7 の関連規定）であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係、施錠装置のスイッチも令 129 条の 8 第 2 項第二号によりチェックしておく必要がある。

以上